

## 鹿屋市中小企業等経営維持支援金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、新型コロナウイルス感染症に係る鹿児島県の爆発的感染拡大警報、まん延防止等重点措置等に伴う外出自粛及び飲食店の営業時間短縮要請の影響により売上金額が著しく減少した事業者の経営の維持を支援するため、予算の範囲内において、鹿屋市中小企業等経営維持支援金（以下「支援金」という。）を交付することを目的とし、その交付については、鹿屋市補助金等交付規則（平成18年鹿屋市規則第73号）及びこの要綱に定めるところによる。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 白色申告等 所得税法（昭和40年法律第33号）第2条第1項第40号に規定する青色申告書以外の方法によってする確定申告及び市民税・県民税申告をいう。
- (2) 売上台帳 月の売上額を確認するため、経理ソフトから抽出したデータ、エクセルデータ、手書きその他日ごとの売上額を集計することにより作成された台帳をいう。
- (3) 事業収入額 確定申告書類に係る収支内訳書に記載された収入金額欄中の売上（収入）金額欄に記載される金額をいう。
- (4) 不動産収入額 確定申告書に記載された不動産⑦の額をいう。
- (5) 業務委託契約等収入額 令和3年11月30日以前から、雇用契約によらない業務委託契約等に基づく事業活動からの収入で、税務上、雑所得又は給与所得の収入として申告しているもので、確定申告書に記載された給与⑧又は雑その他⑨の額をいう。

### (交付対象者)

第3条 支援金の交付の対象となる者（以下「交付対象者」という。）は、市内に事業所又は店舗（以下「事業所等」という。）を有する別表第1に掲げるいずれかの事業者であって、次の各号のいずれにも該当するものとする。ただし、農林水産業を営む個人事業者にあつては、事業所等の市内所在の有無にかかわらず、令和3年11月30日時点で本市の住民基本台帳に登録されている者で、支援金の交付申請の日まで本市の住民基本台帳に引き続き登録されている者に限る。

- (1) 令和3年11月30日以前から市内で事業を開始しており、かつ、申請日時点においても市内で事業を行っており、また、支援金の交付申請の日以後も事業を継続する意思があること。ただし、畜産業については、令和3年11月1日以前から事業を開始しており、かつ、支援金の交付申請の日以後も事業を継続する意思があること。
- (2) 令和4年1月から3月まで（以下「対象期間」という。）の平均売上金額が、平成31年から令和3年までのいずれか任意の年の1月から3月まで（以下「比較期間」という。）の平均売上金額と比して、20パーセント以上の割合で減少していること。ただし、別表第2左欄に掲げる区分に該当する場合にあっては、同欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表右欄に定める要件による。
- (3) 前号の規定にかかわらず、別表第3左欄に掲げる区分に該当する場合にあっては、同欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表右欄に定める要件によることができる。
- (4) 個人事業主については、比較期間の属する年の事業収入の額が当該個人事業主の収入の50パーセント以上であること。
- (5) 法人については、本市に法人市民税の納税義務があること。
- (6) 市税（市外に住民登録がある個人事業者にあっては、当該市区町村における市区町村税）の滞納がないこと。ただし、本市に納税義務がある事業者のうち、令和2年度以後の市税にのみ滞納がある者については、市長が別に定める納付方法による納税の確約手続が完了している場合に限り交付対象者とする。
- (7) 政治活動又は宗教活動を目的とした組織又は団体でないこと。
- (8) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号。以下「風営法」という。）に規定する性風俗関連特殊営業又は当該営業に係る接客業務受託営業を行う事業者でないこと。
- (9) 鹿屋市暴力団排除条例（平成24年鹿屋市条例第19号）第2条第1号に規定する暴力団又は同条第2号に規定する暴力団員でないこと。
- (10) 鹿児島県知事が令和4年1月19日、同月25日及び同年2月18日付けで発出した「営業時間の短縮要請について（特措法に基づく協力要請）」による、飲食店に対する営業時間の短縮要請（以下「県時短要請」という。）の対象となる事業者でないこと。

2 前項第2号及び第4号の規定により、農林水産業（畜産業を除く。）を営む個人事業者は、売上金額の月ごとの内訳が帳簿資料等により明らかである場合に限り、農業収入を売上金額に算入することができる。

（支援金の額）

第4条 支援金の額は、比較期間の平均売上金額から対象期間の平均売上金額を差し引いた額（以下「差額」という。）と、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める額のうちいずれか低い額とする。ただし、当該額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

(1) 中小企業（法人に限る。） 20万円

(2) 個人事業主 10万円

2 前項の規定にかかわらず、交付対象者が別表第4の左欄に掲げる対象事業者に該当する場合における支援金の額は、同表左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表右欄に定める加算額を前項の額に加えた額とする。ただし、支援金の額は前項の差額を上限とする。

3 支援金の交付は、同一の交付対象者につき1回限りとする。

（支援金の交付申請等）

第5条 支援金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、次の各号に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

(1) 鹿屋市中小企業等経営維持支援金交付申請書兼請求書（別記第1号様式）

(2) 誓約書（別記第2号様式）

(3) 支援金算定申告書（別記第3号様式）

(4) 確定申告書等の写し

(5) 対象期間の売上金額を証する帳簿等の写し

(6) 事業所等における営業活動の実態を証する書面の写し

(7) 支援金の振込先口座の預金通帳等に係る金融機関名、支店名、口座番号及び口座名義人が記載されている部分の写し（申請者本人名義の口座に限る。）

(8) 畜産業については、販売先が発行する対象期間の売上金額を証する売上台帳等の2か年分の写し

2 申請者が前条第2項に該当する場合は、前項各号に掲げる書類に加え、別表第5左欄に掲げる区分に応じ、同表右欄に定める書類を市長に提出しなければならない

ない。

- 3 支援金の交付申請の期間は、令和4年4月1日から令和4年6月30日までとする。

(支援金の交付決定及び額の確定通知)

第6条 市長は、前条に規定する書類の提出があったときは、速やかにその内容を審査し、支援金を交付することが適当と認めるときは、支援金の交付の決定及び交付額の確定を行い、鹿屋市中小企業等経営維持支援金交付決定及び交付確定通知書（別記第4号様式）により、申請者に通知するものとする。

- 2 市長は、前項の規定による通知を行ったときは、速やかに支援金を交付するものとする。

- 3 市長は、第1項の審査の結果、支援金を交付しないことが適当と認めるときは、鹿屋市中小企業等経営維持支援金不交付決定通知書（別記第5号様式）により、申請者に通知するものとする。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行し、令和5年3月31日限り、その効力を失う。

別表第1（第3条関係）

- 1 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者。ただし畜産業のうち、肉用牛繁殖農家を除く。
- 2 社会福祉法（昭和26年法律第45号）の定めるところにより設立された社会福祉法人
- 3 医療法（昭和23年法律第205号）の定めるところにより設立された医療法人
- 4 特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）の定めるところにより設立された特定非営利活動法人
- 5 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号）の定めるところにより設立された一般社団法人又は一般財団法人
- 6 私立学校法（昭和24年法律第270号）の定めるところにより設立された学校法人
- 7 農業協同組合法（昭和22年法律第132号）の定めるところにより設立された農業協同組合等
- 8 水産業協同組合法（昭和23年法律第242号）の定めるところにより設立された漁業協同組合等
- 9 森林組合法（昭和53年法律第36号）の定めるところにより設立された森林組合等
- 10 民法（明治29年法律第89号）の定めるところにより設立された組合
- 11 商法（明治32年法律第48号）の定めるところにより設立された匿名組合
- 12 有限責任事業組合契約に関する法律（平成17年法律第40号）の定めるところにより設立された有限責任事業組合
- 13 投資事業有限責任組合契約に関する法律（平成10年法律第90号）の定めるところにより設立された投資事業有限責任組合
- 14 その他市長が認める者

別表第2（第3条関係）

区分	要件
<p>個人事業主の場合であって、申請の際に添付する平成31年から令和3年分の確定申告書が白色申告等である場合</p>	<p>以下のいずれかに該当すること。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 確定申告書に記載された事業収入額を12で除して得た額と対象期間の平均売上金額と比較して、20パーセント以上の割合で減少していること。</li> <li>2 対象期間の平均売上金額が、売上台帳に基づく比較期間の平均売上金額と比較して20パーセント以上の割合で減少していること。ただし、比較期間の属する1月から12月までの売上台帳が提出され、かつ、その合計額が確定申告書その他の添付書類で確認できること。</li> </ol>
<p>個人事業主のうち農林水産事業者（畜産業を除く。）の場合</p>	<p>対象期間の平均売上金額が、売上台帳に基づく比較期間の平均売上金額と比較して20パーセント以上の割合で減少していること。ただし、比較期間の属する1月から12月までの売上台帳が提出され、かつ、その合計額が確定申告書その他の添付書類で確認できること。</p>

別表第3（第3条関係）

区分	要件
<p>個人事業主が不動産貸付けを事業として行っている場合</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 独立した事業用家屋にあつては5棟以上、住宅用家屋にあつては10棟以上、アパート又は貸室にあつては10室以上を業として貸し付けていること。</li> <li>2 事業収入額と不動産収入額を合計した対象期間の平均売上金額が、事業収入額と不動産収入額を合計した比較期間の平均売上金額と比較して20パーセント以上の割合で減少していること。</li> <li>3 確定申告書その他添付書類から、不動産貸付けを事業として行っていることが確認できること。</li> </ol>
<p>主たる収入を雑所得・給与所得で確定申告した個人事業主の場合</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 業務委託契約等収入を主たる収入として雑所得・給与所得で確定申告をしていること。</li> <li>2 事業収入額と業務委託契約等収入額を合計した対象期間の平均売上金額が、事業収入額と業務委託契約等収入額を合計した比較期間の平均売上金額と比較して20パーセント以上の割合で減少していること。</li> <li>3 第5条に規定する書類のほか、次に掲げる書類により業務委託契約等収入を得ていることが確認できること。 <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 申請者がその雇用者ではない者との間で締結する業務委託契約等の契約書の写し又は鹿屋市中小企業等経営維持支援金業務委託契約等契約申立書（別記第6号様式）</li> <li>(2) 支払調書、源泉徴収票、支払明細書等の写し又は契約先から報酬等の支払があつたことを示す申請者本人名義の通帳</li> </ol> </li> </ol>
<p>平成31年1月から令和2年12月まで</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 対象期間の平均売上金額と、比較期間の平均売上金額とを比較して、20パーセント以上の割合で減少していること。ただし、令和2年中に開業した場合において、当該年中に売上げが</li> </ol>

<p>でに開業した法人又は個人事業主の場合</p>	<p>発生しなかった場合は、令和3年の売上金額の平均月額と比較することができる。</p> <p>2 次の各号のいずれかの書類により、開業したことが確認できること。</p> <p>(1) 法人の場合 履歴事項全部証明書</p> <p>(2) 個人事業主の場合</p> <p>ア 開業・廃業等届出書又は事業開始等申告書</p> <p>イ 離職証明又は退職したことが分かる書類（比較期間の事業収入の額が当該個人事業主の収入の額に占める割合が50パーセント未満である場合において、当該事業収入の額が当該個人事業主の収入の額から給与収入の額を除いた額に占める割合が50パーセント以上となるときに限る。）</p>
<p>令和3年1月以後に開業した法人又は個人事業主の場合</p>	<p>1 対象期間の平均売上金額と、売上げが発生した月から令和3年12月までの売上金額の平均月額を比較して、20パーセント以上の割合で減少していること。</p> <p>2 次の各号のいずれかの書類により、開業したことが確認できること。</p> <p>(1) 法人の場合 履歴事項全部証明書</p> <p>(2) 個人事業主の場合</p> <p>ア 開業・廃業等届出書又は事業開始等申告書</p> <p>イ 離職証明又は退職したことが分かる書類（令和3年分の事業収入の額が当該個人事業主の収入の額に占める割合の50パーセント未満である場合において、当該事業収入の額が当該個人事業主の収入の額から給与収入の額を除いた額に占める割合が50パーセント以上となるときに限る。）</p>



別表第4（第4条関係）

対象事業者		加算額
宿泊事業者	令和3年11月30日以前に旅館業法（昭和23年法律第138号）第3条第1項に規定する営業許可を受けている事業者又は住宅宿泊事業法（平成29年法律第65号）第3条の届出を行っている事業者であり、申請日時点において市内で営業を行っている者。ただし、風営法第2条第6項第4号に規定する事業者を除く。	旅館業法の許可を受け、又は住宅宿泊事業法の届出を行った部屋数に1万円を乗じて得た額。ただし、1事業者当たり50万円を上限とする。
旅行業者	令和3年11月30日以前に旅行業法（昭和27年法律第239号）第3条又は第23条に規定する登録を行っている事業者であり、申請日時点において市内で営業を行っている者。ただし、地方自治体等からの委託料をもって主たる事業を実施している者を除く。	1事業者当たり20万円
貸切バス事業者	令和3年11月30日以前に道路運送法（昭和26年法律第183号）第4条第1項に規定する一般貸切旅客自動車運送事業者（同法第3条第1号ロに限る。）の許可を受けている事業者であり、申請日時点において市内で営業を行っている者	保有台数に10万円を乗じて得た額。ただし、1事業者当たり50万円を上限とする。
タクシー事業者	令和3年11月30日以前に道路運送法第4条第1項に規定する一般乗用旅客自動車運送事業者（福祉輸送事業限定を含む。）の許可を受けている事業者であり、申請日時点において市内で営業を行っている者	保有台数に5万円を乗じて得た額。ただし、1事業者当たり50万円を上限とする。

<p>運転代行事業者</p>	<p>令和3年11月30日以前に自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律（平成13年法律第57号）第4条に規定する営業の認定を受けている事業者であり、申請日時点において市内で営業を行っている者</p>	<p>保有台数に5万円を乗じて得た額。ただし、1事業者当たり50万円を上限とする。</p>
<p>市内飲食店 直接取引先</p>	<p>令和3年11月30日以前から市内で事業を行っている事業者のうち、市内の飲食店（日本標準産業分類（平成25年総務省告示第405号）「中分類76－飲食店」に区分される飲食店）と、令和元年中、令和2年中又は令和3年中に直接取引を行った月数が3か月以上ある者</p>	<p>1事業者当たり10万円</p>
<p>県時短要請 対象外の飲食店</p>	<p>令和3年11月30日以前に、食品衛生法（昭和22年法律第233号）の規定により飲食店営業又は喫茶店営業の許可を受けている事業者のうち、県時短要請の対象とならない飲食店を市内で営んでいる者であり、申請日時点において市内で営業を行っている者</p>	<p>1事業者当たり10万円</p>

別表第5（第5条関係）

区分	交付申請に必要な書類
宿泊事業者	(1) 旅館業法の許可書の写し又は住宅宿泊事業法の届出の写し (2) 収容人員、客室数等が確認できる資料
旅行業者	(1) 旅行業法の登録者証の写し
貸切バス事業者	(1) 一般貸切旅客自動車運送事業者の許可書の写し (2) 市内事業所の車両に係る営業車両車検証の写し。ただし、6台以上所有する事業者にあつては5台分
タクシー事業者	(1) 一般乗用旅客自動車運送事業者の許可書（福祉輸送事業限定を含む。）の写し (2) 市内事業所の車両に係る営業車両車検証の写し。ただし、11台以上所有する事業者にあつては10台分
運転代行事業者	(1) 自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律の規定に基づく認定証の写し (2) 代行自動車保険証書の写し。ただし、11台以上所有する事業者にあつては10台分
市内飲食店直接取引先	(1) 市内飲食店との直接・定期取引に関する年間取引状況申告書（別記第7号様式） (2) 前号の取引に係る各飲食店との3か月分以上の取引を証明する書類（売上台帳、領収書の控え、納品書、請求書等）
県時短要請対象外の飲食店	(1) 鹿児島県の時短要請対象外飲食店であることの申告書（別記第8号様式） (2) 食品衛生法に基づく飲食店営業又は喫茶店営業の許可証の写し (3) 通常の営業時間が分かる書類（ホームページ、チラシ、看板の写真等）

別記

第1号様式（第5条関係）

鹿屋市中小企業等経営維持支援金交付申請書兼請求書

年 月 日

鹿屋市長 様

郵便番号	〒	—
住 所		
事業所等名(屋号)		
法人番号(※法人の場合)		
代表者名		印
連絡先	( )	—

- 注1 連絡が取りやすい電話番号を御記入ください。  
2 ゴム印は使用しないでください(機械読み込みを行います。)

鹿屋市中小企業等経営維持支援金の交付を受けたいので、鹿屋市中小企業等経営維持支援金交付要綱第5条の規定により関係書類を添えて次のとおり申請及び請求します。

1 事業所の情報（鹿屋市内に所在する主たる事業所等（店舗）を一つ記載すること。）

事業所等名 (屋号)		事業内容 (業種)	
事業所所在地 <input type="checkbox"/> 上記申請者の所在地と 同様のため省略します。	鹿屋市		

2 支援金の申請額

申請額					000円
-----	--	--	--	--	------

注 別紙「支援金算定申告書」(G)欄の金額を御記入ください。

3 振込口座

金融機関名			支店名等							
預金種別	1 普通	2 当座	口座番号 (右詰めで記入)							
フリガナ										
口座名義										

注 申請者名義の口座を御記入ください。

※市使用欄

審査	支援金額				000円			
----	------	--	--	--	------	--	--	--

年 月 日

鹿屋市長 様

## 誓 約 書

当社（私）は、鹿屋市中小企業等経営維持支援金の交付申請に関して、次のとおり誓約します。

- 1 鹿屋市中小企業等経営維持支援金（以下「支援金」という。）の交付要件を満たしています。また、これまでに当該支援金の交付を受けていません。
- 2 令和3年11月30日以前から鹿屋市内で事業を営んでおり、申請日以後も事業を継続する意思があります。
- 3 新型コロナウイルス感染症の拡大防止対策において、国、鹿児島県及び鹿屋市の施策に沿った協力をしています。
- 4 申請内容について虚偽が判明した場合には、支援金の交付の取消し、返還等に異議なく応じます。
- 5 鹿屋市から検査・報告・是正のための措置の求めがあった場合は、これに応じます。
- 6 支援金の支払については、口座振替により受領することを希望します。
- 7 支援金に関する審査の範囲内において、鹿屋市における当社（私）の税情報に関する照会・調査に同意します。
- 8 次のいずれかに該当する者ではありません。
  - (1) 暴力団員が事業主又は役員となっている事業者
  - (2) 暴力団員以外の者が代表取締役を務めているが、実質的には暴力団員がその運営を支配している事業者
  - (3) 暴力団員であることを知りながら、その者を雇用し、又は使用している者（事業者を含む。）
  - (4) 暴力団員であることを知りながら、その者と下請契約又は資材、原材料の購入契約等を締結している者（事業者を含む。）
  - (5) 暴力団（員）に経済上に利益や便宜を供与している者
  - (6) 役員等が暴力団（員）と社会通念上ふさわしくない交際を有するなど社会的に非難されるべき関係を有している者（事業者を含む。）

住 所

事業所等名（屋号）

代 表 者 名

印  
（署名又は記名押印）

# 第3号様式（第5条関係）

その1（一般用）

## 支援金算定申告書

### 1 売上減少率等

（単位 円、％）

	申請対象期間の平均売上高	2019～2021年のいずれかの年の1～3月の平均売上高	減少率	差額
年	2022 年1～3月	年1～3月	$(B - A) / B \times 100$	$B - A$ ※千円未満切捨
1月	円	円	/	/
2月	円	円		
3月	円	円		
合計売上額	円	円	C	D
平均売上額	A 円	B 円		

注 C欄の減少率は小数点以下を切り捨てること。



C欄が20%以上である。

該当する区分に☑を付けてください。

<input type="checkbox"/>	法人	(上限額) 200,000円
<input type="checkbox"/>	個人	(上限額) 100,000円

D欄 差額と左表上限額のうち低い方を記入してください。

基本額 (E)	
---------	--

### 2 加算額計算（対象業種に☑を付けてください。）

☑	区分	計算式	加算額	
<input type="checkbox"/>	以下の①～⑦以外の業種	加算なし	円	
<input type="checkbox"/>	① 宿泊事業者	10,000円 × 室	円	※上限50万円
<input type="checkbox"/>	② タクシー事業者	50,000円 × 台	円	※上限50万円
<input type="checkbox"/>	③ 運転代行事業者	50,000円 × 台	円	※上限50万円
<input type="checkbox"/>	④ 旅行者	一律 200,000円	円	
<input type="checkbox"/>	⑤ 貸切バス事業者	100,000円 × 台	円	※上限50万円
<input type="checkbox"/>	⑥ 市内飲食店直接取引先	一律 100,000円	円	
<input type="checkbox"/>	⑦ 時短要請対象外飲食店	一律 100,000円	円	
<b>加算額合計 (F)</b>			円	

注 ①については部屋数、②③⑤については保有台数を記入してください。

### 3 支援金申請額

差額(D)		基本額(E) + 加算額合計(F)		給付額(G)
円	または	円	➡	円

差額(D)と基本額(E) + 加算額合計(F)のいずれか低い金額

鹿屋市長 様

年 月 日

上記の申告書は事実に相違ありません。

住 所  
事業所等(屋号)  
代 表 者 名

支援金算定申告書

1 売上減少率等

(単位 円、%)

	申請対象期間の売上高	2019～2021年のいずれか 任意の年の売上高	減少率	差額
対象期間	2022 年 1～3月	年	$(B - A) / B \times 100$	$B - A$ ※千円未満切捨
1月	円	/	/	/
2月	円			
3月	円			
合計 売上額	円	年間 売上額	円	C
月平均 売上額	A 円	B 円		D

注 C欄の減少率は小数点以下を切り捨てること。



C欄が20%以上である。

該当する区分に☑を付けてください。

<input type="checkbox"/>	法人	(上限額) 200,000円
<input type="checkbox"/>	個人	(上限額) 100,000円

D欄 差額と左表上限額のうち低い方を記入してください。

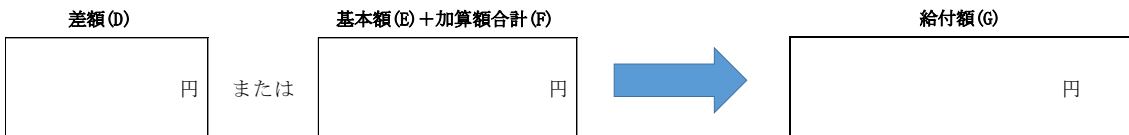
基本額(E)	
--------	--

2 加算額計算 (対象業種に☑を付けてください。)

☑	区 分	計算式	加算額
<input type="checkbox"/>	以下の①～⑦以外の業種	加算なし	円
<input type="checkbox"/>	① 宿泊事業者	10,000 円 × 室	円 ※上限50万円
<input type="checkbox"/>	② タクシー事業者	50,000 円 × 台	円 ※上限50万円
<input type="checkbox"/>	③ 運転代行事業者	50,000 円 × 台	円 ※上限50万円
<input type="checkbox"/>	④ 旅行者	一律 200,000 円	円
<input type="checkbox"/>	⑤ 貸切バス事業者	100,000 円 × 台	円 ※上限50万円
<input type="checkbox"/>	⑥ 市内飲食店直接取引先	一律 100,000 円	円
<input type="checkbox"/>	⑦ 時短要請対象外飲食店	一律 100,000 円	円
<b>加算額合計 (F)</b>			円

注 ①については部屋数、②③⑤については保有台数を記入してください。

3 支援金申請額



差額(D)と基本額(E)+加算額合計(F)の  
いずれか低い金額

鹿屋市長 様

年 月 日

上記の申告書は事実に相違ありません。

住 所  
事業所等(屋号)  
代 表 者 名

支援金算定申告書

1 売上減少率等

(単位 円、%)

	申請対象期間の売上高	比較期間の売上高		減少率	差額
対象期間	2022 年 1 ~ 3 月	2021年		年 $(B - A) / B \times 100$	$B - A$ ※千円未満切捨
1月	円	年間売上額		/	/
2月	円				
3月	円				
合計売上額	円	2021年月数	か月	C	D
月平均売上額	A 円	B	円		

注 C欄の減少率は小数点以下を切り捨てること。



該当する区分に☑を付けてください。

<input checked="" type="checkbox"/>	法人	(上限額) 200,000円
<input type="checkbox"/>	個人	(上限額) 100,000円

D欄 差額と左表上限額のうち低い方を記入してください。

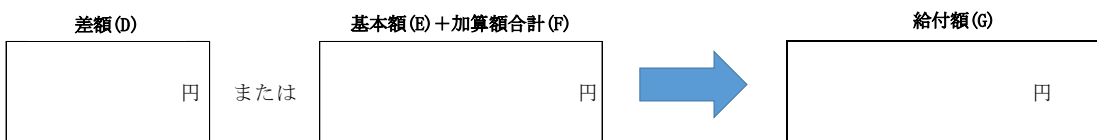
基本額(E)	
--------	--

2 加算額計算 (対象業種に☑を付けてください。)

<input checked="" type="checkbox"/>	区 分	計算式	加算額
<input type="checkbox"/>	以下の①~⑦以外の業種	加算なし	円
<input type="checkbox"/>	① 宿泊事業者	10,000 円 × 室	円 ※上限50万円
<input type="checkbox"/>	② タクシー事業者	50,000 円 × 台	円 ※上限50万円
<input type="checkbox"/>	③ 運転代行事業者	50,000 円 × 台	円 ※上限50万円
<input type="checkbox"/>	④ 旅行者	一律 200,000 円	円
<input type="checkbox"/>	⑤ 貸切バス事業者	100,000 円 × 台	円 ※上限50万円
<input type="checkbox"/>	⑥ 市内飲食店直接取引先	一律 100,000 円	円
<input type="checkbox"/>	⑦ 時短要請対象外飲食店	一律 100,000 円	円
<b>加算額合計 (F)</b>			円

注 ①については部屋数、②③⑤については保有台数を記入してください。

3 支援金申請額



鹿屋市長 様

年 月 日

上記の申告書は事実に相違ありません。

住 所  
事業所等(屋号)  
代 表 者 名



支援金算定申告書

1 売上減少率等

(単位 円、%)

	申請対象期間の売上高	比較期間の売上高		減少率	差額
対象期間	2022 年 1～3 月	年		$(B - A) / B \times 100$	B - A ※千円未満切捨
1月	円	/		/	
2月	円				
3月	円				
合計売上額	円	年間売上額	円	C	D
月平均売上額	A 円	B 円			

注 C欄の減少率は小数点以下を切り捨てること。



C欄が20%以上である。

該当する区分に☑を付けてください。

<input type="checkbox"/>	法人	(上限額) 200,000円
<input type="checkbox"/>	個人	(上限額) 100,000円

D欄 差額と左表上限額のうち低い方を記入してください。

基本額(E)	
--------	--

2 加算額計算 (対象業種に☑を付けてください。)

☑	区 分	計算式	加算額
<input type="checkbox"/>	以下の①～⑦以外の業種	加算なし	円
<input type="checkbox"/>	① 宿泊事業者	10,000 円 × 室	円 ※上限50万円
<input type="checkbox"/>	② タクシー事業者	50,000 円 × 台	円 ※上限50万円
<input type="checkbox"/>	③ 運転代行事業者	50,000 円 × 台	円 ※上限50万円
<input type="checkbox"/>	④ 旅行業者	一律 200,000 円	円
<input type="checkbox"/>	⑤ 貸切バス事業者	100,000 円 × 台	円 ※上限50万円
<input type="checkbox"/>	⑥ 市内飲食店直接取引先	一律 100,000 円	円
<input type="checkbox"/>	⑦ 時短要請対象外飲食店	一律 100,000 円	円
<b>加算額合計 (F)</b>			円

注 ①については部屋数、②③⑤については保有台数を記入してください。

3 支援金申請額

差額(D)		基本額(E)+加算額合計(F)		➡	給付額(G)
円	または	円			円

差額(D)と基本額(E)+加算額合計(F)の  
いずれか低い金額

鹿屋市長 様

年 月 日

上記の申告書は事実と相違ありません。

住 所

事業所等(屋号)

代 表 者 名

その5（農業等の収入を含む場合用）

支援金算定申告書

1 売上減少率等

(単位 円、%)

対象期間	申請対象期間の売上高		2019～2021年のいずれか 任意の年の売上高		減少率	差額
	農業 (円)	営業 (円)	農業 (円)	営業 (円)		
2022 年 1～3 月			年 1～3 月		$(B - A) / B \times 100$	$B - A$ ※千円未満切捨
区分	農業 (円)	営業 (円)	農業 (円)	営業 (円)	/	/
1月						
2月						
3月						
合計 売上額	円		円		C	D
平均 売上額	A 円	円	B 円	円		

注 C欄の減少率は小数点以下を切り捨てること。

(千円未満切捨)



C欄が20%以上である。

該当する区分に☑を付けてください。

差額と上限額のうち低い方を記入してください。

<input type="checkbox"/>	法人	(上限額) 200,000円
<input type="checkbox"/>	個人	(上限額) 100,000円

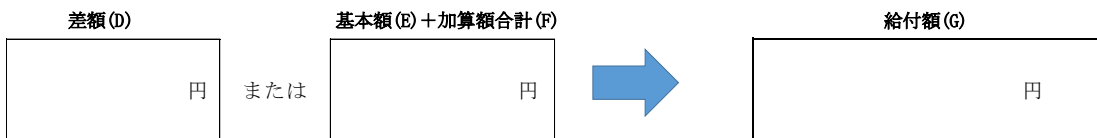
基本額(E)	
--------	--

2 加算額計算 (対象業種に☑を付けてください。)

☑	区 分	計算式	加算額
<input type="checkbox"/>	以下の①～⑦以外の業種	加算なし	円
<input type="checkbox"/>	① 宿泊事業者	10,000円 × 室	円 ※上限50万円
<input type="checkbox"/>	② タクシー事業者	50,000円 × 台	円 ※上限50万円
<input type="checkbox"/>	③ 運転代行事業者	50,000円 × 台	円 ※上限50万円
<input type="checkbox"/>	④ 旅行者	上限 200,000 円	円
<input type="checkbox"/>	⑤ 貸切バス事業者	100,000円 × 台	円 ※上限50万円
<input type="checkbox"/>	⑥ 市内飲食店直接取引先	一律 100,000 円	円
<input type="checkbox"/>	⑦ 時短要請対象外飲食店	一律 100,000 円	円
<b>加算額合計 (F)</b>			円

注 ①については部屋数、②③⑤については保有台数を記入してください。

3 支援金申請額



差額(D)と基本額(E)+加算額合計(F)の  
いずれか低い金額

鹿屋市長 様

年 月 日

上記の申告書は事実に相違ありません。

住 所

事業所等(屋号)

代 表 者 名

第4号様式（第6条関係）

第 号  
年 月 日

様

鹿屋市長 印

鹿屋市中小企業等経営維持支援金交付決定及び交付確定通知書

年 月 日付けで申請のあった鹿屋市中小企業等経営維持支援金については、鹿屋市中小企業等経営維持支援金交付要綱第6条の規定により下記のとおり交付することに決定し、交付額は交付決定額と同額に確定したので通知します。

記

- |   |       |   |
|---|-------|---|
| 1 | 交付決定額 | 円 |
| 2 | 交付確定額 | 円 |

第5号様式（第6条関係）

第 号  
年 月 日

様

鹿屋市長 印

鹿屋市中小企業等経営維持支援金不交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった鹿屋市中小企業等経営維持支援金については、鹿屋市中小企業等経営維持支援金交付要綱第6条の規定により下記のとおり交付しないことと決定したので通知します。

記

理由

年 月 日

鹿屋市長 様

申請者

住所

氏名

印

契約者

所在地又は住所

会社名

代表者名

印

鹿屋市中小企業等経営維持支援金業務委託契約等契約申立書

（会社名及び代表者名）とその被雇用者ではない（申請者氏名）は、鹿屋市中小企業等経営維持支援金の申請に当たり、両者が締結した次の業務委託契約等について、 年1月1日から 年12月31日までの間にその全部又は一部の履行がなされ、当該履行を踏まえ、申請者に対する報酬等の支払が行われたことを申し立てます。

記

1 業務委託契約等の名称及び内容

契約の名称

業務内容

2 業務委託契約等の期間

年 月 日 ～ 年 月 日

3 業務委託契約等の報酬額等

注1 本申立書において、「契約者」とは、業務委託契約等の契約当事者のうち申請者ではない者をいう。

2 本申立書の提出に当たり、申請者及び契約者は署名又は記名押印を行うものとする。

第7号様式（第5条関係）

市内飲食店との直接・定期取引に関する年間取引状況申告書（令和 年分）

令和元年以後において、年間を通じて3か月以上の取引がある市内飲食店を記載してください。年間取引額の合計額が、120万円に達した場合は、以後の記載は不要です。

NO	市内の取引先 飲食店名	業種	所在地	主  な 取扱品目	年間取引月数 ※取引のある月数	年間取引額 (千円)
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
合計（合計額が120万円を超える場合が加算給付の対象）						

- 注1 年間取引月数欄は、月に1回以上取引のある月数を記載してください。  
 2 取引先飲食店名欄は、日本標準産業分類の大分類M-中分類76「飲食店」に該当する飲食店名を記載してください。  
 3 上記に記載した各飲食店との直近3か月分（1か月当たり1取引以上）の取引が分かる納品又は請求伝票、領収証の控え、取引の実態が分かる台帳等を添付してください。

上記の取引状況について、申告内容に相違ありません。

年 月 日

住 所  
事業所等名（屋号）  
代 表 者 名

印  
(署名又は記名押印)

第8号様式（第5条関係）

鹿児島県の時短要請対象外飲食店であることの申告書

1 対象施設

店名（屋号）	
業種	
所在地	
通常の営業時間	
定休日	

2 通常の営業時間（時短要請の期間を含む。）

曜日	営業時間	定休日の場合は「○」
月曜日	時 分 ～ 時 分	
火曜日	時 分 ～ 時 分	
水曜日	時 分 ～ 時 分	
木曜日	時 分 ～ 時 分	
金曜日	時 分 ～ 時 分	
土曜日	時 分 ～ 時 分	
日曜日	時 分 ～ 時 分	

注1 市内で営業する飲食店のうち、時短要請の対象外となる飲食店を1つ記入すること。

2 営業に必要な許可を有していることが分かる書類（食品衛生法に基づく飲食店営業又は喫茶店営業の許可証）の写しを添付すること。

3 通常の営業時間が分かる書類（ホームページ、チラシ、店の看板等）を添付すること。

上記のとおり相違ないことを申告します。

年 月 日

所 在 地

事業所名（屋号）

代 表 者 名

印

（署名又は記名押印）